

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（463）
2. 日時：令和5年3月2日 13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、

大塚安全審査官※、小野安全審査官、長江技術参与

技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

武智技術参与※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 担当部長（安全技術担当）、他15名

原子力事業統括部 原子力設備グループリーダー※、他3名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第34条 緊急時対策所（DB34 r. 6. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第34条 緊急時対策所（DB34-9 r. 6. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第34条 緊急時対策所）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第34条 緊急時対策所
- （5）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（SAT118 r. 6. 0）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等

- 対処設備) 2. 17 緊急時対策所【61条】(SA61 r. 6. 0)
- (7) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 61条(SA61H r. 6. 0)
- (8) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(SAT118-9 r. 6. 0)
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 17 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r. 6. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r. 6. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等)
- (12) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第61条 緊急時対策所)
- (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- (14) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第61条 緊急時対策所
- (15) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第34条(緊急時対策所)技能1.18/第61条
- (16) 泊発電所3号炉 第34条・第61条 緊急時対策所 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 まとめ資料比較表の図表一覧
- (17) ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料 (No. 230206-01)
- (18) ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料 (No. 230206-02)
- (19) ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料 (No. 230206-20)
- (20) 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 第34条, 61条, 技術的能力1.18 緊急時対策所について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の植田ですそれでは時間になりましたので本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は、泊発電所3号炉の設置変更許可のうち、緊急時対策所の部分についてになります。
0:00:13	それでは事業者から説明をお願いします。
0:00:17	はい。北海道電力の高須です。本日は緊急時対策所に関してデービーの30条、それからSAの61条。
0:00:26	技術的能力の1.18。本日は2回目のヒアリングでございます。
0:00:33	一応予定では審査会合については3月の30日を予定しております。
0:00:40	今回は前回のヒアリング1回目のコメント回答を中心に、ご説明をさせていただきたいと思います。
0:00:49	また今回、緊急時対策所のまとめ資料比較表においては、社内関係者はもちろんのことを社外含めてレビュー実施しておりますけれども、
0:01:01	資料を提出後にですね、誤記記載の適正化が必要な点っていうのがちょっと確認をされております。
0:01:09	こちらにつきましてはお手元に正誤表の方をお配りさせていただいております。こちらにつきましては、審査会合を提出時には修正させていただきたいというふうに思っております。申し訳ございません。
0:01:25	また本日回答させていただきます。代替電源設備からの給電に関するコメントを回答に関してもですね、回答にちょっと時間を要したっていうことも社内ですら議論をしたということで、
0:01:41	すいませんまとめ資料と比較表に反映できてないのでこちらについても、後程ご説明しますけれども修正させていただきたいというふうに考えているところでございます。
0:01:53	今日説明についてはコメント回答それからパワーポイントの方をご説明させていただきたいというふうに思っております。
0:02:02	それでは弊社と伊達の方からご説明させていただきます。
0:02:15	北海道電力能登伊達でございますよろしくお願いたします。
0:02:18	まず、前回のヒアリングで、いただきました指摘事項に対する回答ということでさせていただきたいというふうに思います。
0:02:27	資料の5-3、泊発電所3号炉のヒアリングコメント回答リスト、まず34条の方からお願いたします。
0:02:41	まず、ナンバー1として記載してございます。泊飯野緊急時対策所を式場と待機所と分けて、設置しておりますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	必要な設備、遮へい器の構造等の説明において、緊急時対策所を1括りに記載していると、いうことで、それぞれの建物に対しての書き分けの要否を県、整理の上、
0:03:04	他社の記載も参考に必要に応じて、記載を修正することということで、コメントをちょうだいいたしておりました。
0:03:12	これにつきまして別途ご説明の資料をご用意させていただいております。資料8-3号、お願いいたします。
0:03:31	え。
0:03:34	こちらの資料の中で、1ポツになりますけれども、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の記載かけについてということで、記載をさせていただいてございます。
0:03:49	(1) 番、としまして
0:03:53	検討いたしました結果でございますけれども、物理的な設備ではなく、規制要求としての緊急時対策所を、を示す時につきましては、
0:04:04	書き分けはせずに、単に緊急時対策用というふうに記載をするという方針と押さいたしております。
0:04:12	また、
0:04:13	記載をする時に、緊急時対策所式場をと待機所、双方合わせて説明する場合におきまして、
0:04:21	両方とも記載すると、表現が冗長化してしまって長くなってしまうような場合についても、
0:04:28	単に緊急時対策所というふうに記載をするということで整理をさせていただきました。
0:04:35	例示につきましては資料の四角囲みしている部分になってございます。
0:04:44	それと1枚
0:04:47	紙をめくっていただきまして2枚目になります。
0:04:51	(2) でございますけれども、
0:04:54	物理的な設備ですとか構造に関する説明、または
0:05:00	緊急時対策所の指揮所待機所のどちらか一方の
0:05:05	検討内容ですとか評価替え評価結果を示す必要がある場合、
0:05:10	それとあと具体的な設備の保管場所をですとか、操作場所などを説明する場合には、
0:05:17	こちらにつきましては緊急時対策所の指揮所と待機所を個別に書き分けて、記載するという方針にしてございます。
0:05:27	理事としましては同じく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	資料の四角囲みしている部分になってございます。
0:05:36	また
0:05:37	(3) で、その他として記載させていただいてございますけれども、
0:05:42	緊急時対策所の遮へいについてでございます。こちらについては物理的な構造物ではございますけれども、
0:05:52	研究官に記載させていただいております他の遮へい体例例えば一次遮へい等、
0:05:58	でございますけれども、そちらについては物理的な設置場所、複数箇所でございますけれども、設置許可記者におきましては一つ一つ、
0:06:10	書き分けておりませんで一次遮へいと総称していると、いうこともございまして、こちらにつきましては
0:06:18	それとあわせて記載の書き分けをしないというふうに整理をさせていただいてございます。
0:06:28	まず、本件についてのコメント回答は、以上でございます。
0:06:35	原子炉規制庁の宮尾です。この中身を事前に確認しているの、り、理解はしてるんですけど、
0:06:41	この記載の補方針というのは、前回のヒアリングだったと思うんですが、他社の何をどこのプラントと
0:06:50	類似で合わせたんでしょうか。ちょっとその回答がなかったんで教えてもらいます。
0:06:55	北海道電力の蔵でございます。記載が不十分で申し訳ございません。参考にさせていただきましたのは
0:07:02	東京電力さんの柏崎飯野プラン
0:07:05	全くが、
0:07:07	100%合致しているということではございませんけれども参考にさせていただきましたのは柏崎ということになってございます。
0:07:18	わかりました後、この後説明される比較表で、そのKKを参考にして書いた。
0:07:25	であればKKの、多分その記載が、
0:07:29	参考として書かれてましたっけっていうだけなんだけど、
0:07:47	北海道電力の鳥羽でございます。
0:07:52	柏崎さんの理事につきましてはすみません比較表の方には落とし込めてございませんでした申し訳ございません。
0:08:01	何回も言ってるから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:03	それをどういふふうに事務局に伝わってるかわかんないんですけど、そういう場合は必ずKKの記載を、
0:08:10	書いた上で例えばそれに合わせた部分と合わせてない部分があるなら合わせてない部分の説明を比較表でしていただかないと、合わせましたと言われても、
0:08:24	例えば今の遮へいのところっていうのを合わせたんですかっていう質問に対して、一時確認しなきゃいけないので、
0:08:30	そういうのは、やっぱり避けたいって何回も言ってると思うので、
0:08:34	その辺はもう、これちょっと見てるからあれもう、あれなんですけど、既認識してますよね。
0:08:42	認識してて何でやってないんですしたっけ。
0:08:54	北海道電力の高橋です。今ご指摘いただいた通り、他社を、今回、女川と大井以外を参考にする場合は、比較表をにイソコンを例示して、
0:09:08	比較するっていうのは、認識してございます。そういった中で、今回コメント回答の方で整理をさせていただいてるんでコメント回答の中に、
0:09:19	確かにKKっていうのも書いてございませんでしたので、柏崎っていうふうに書いてませんでしたので、そちらも含めてちょっと認識が足りなかったというふうに、
0:09:31	反省してございます大変申し訳ございません。
0:09:36	衛藤。
0:09:37	これ何回も同じことなので、
0:09:40	認識が足りないってことはありえないと思っていて、
0:09:44	これは、
0:09:46	でも高橋さんがそういう認識がなかったっつたら車、車が認識がなかったっていうそういうこと。
0:09:59	北海道電力の高橋です。すいません人シキイは当然あったんですけどもちょっと今回のこの指揮所待機所の書き分けのところをに関して、
0:10:09	ちょっと抜けてるところがありましたということでございます。
0:10:14	それ以外については基本他社を参考にする場合比較を例示するというふうにして、作成はして参った。
0:10:24	とは、考えてございますけれども、すいませんでした。
0:10:30	もうここで止まっても、先に進まないんであれですけど、この辺は、
0:10:36	後でいいので石川さんを含めて、改めて書いてもらえますかね。これちょっと
0:10:42	要はね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	ヒアリングの前提条件をしっかりと理解した上で、こちらに書類を持ってきてもらってヒアリングを設定しないと。
0:10:49	今みたいなことが、もう2月からずっと続いているんですね。
0:10:54	できてる条文もあればできてない条文もあるっていう形になってて、
0:10:59	これみたいに8-3で資料は、まずまとめているんですけどまず、等このプラント3公社が書いてない回答表を持ってこられてると。
0:11:09	これが明らかにうちの指摘に対する回答になってないと。
0:11:13	それぞれこの3番表もそれが反映されてなければ、
0:11:16	我々審査課がこれ見たときに、
0:11:19	先ほど言った、おそ何となく経験に見せてるような気がするんだけど、
0:11:24	じゃあ、どう違うところはどこかとかってさ、さっぱりわからない状況の比較表であってこれ、審査の効率がもう何回も言ってますけどこれ、
0:11:34	全く進みませんからね。
0:11:36	そこは
0:11:38	なぜそうなったかっていうのは、しっかりちょっと当たって、私の方に連絡してください。お願いします。良いですかね。
0:11:52	北海道電力の岡田ですけれども、大変申し訳ございません
0:11:56	我々の方からもいろいろ皆さん社内の方に周知して、そういう3年分にちゃんと反映させるということやってるんですけども、今回また足りてないということに対して、どういう状況だったのかまたご説明させていただきたいと。
0:12:11	はい、わかりましたじゃ進めてください。
0:12:26	北海道電力の伊達でございます。
0:12:30	続きまして、次のコメントを回答に進めさせていただきたいというふうに思います。また資料5-3の回答リストの方をお願いいたします。
0:12:43	ナンバー2として記載してございます空調場や基準適合上の位置付けについて整理して説明することということでコメントをちょうだいしてございました。こちらにつきましても
0:12:58	別途ご説明の資料をご用意させていただきます。資料8-4をお願いいたします。
0:13:08	本件につきまして説明者かわりまして、弊社薄井の方からご説明させていただきたいと思っております。
0:13:15	はい。北海道電力の薄井です。資料8-4、ご覧になっていただき、
0:13:20	ご覧でお願いします。緊急時ですけど、空調親の位置付けについて多少部分との記載を確認し整理しているかというところを確認。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:32	してくださいというふうに※担当を受けております。緊急時対策所の空調上屋はですね、内部にある可搬SA施設設備である。
0:13:42	ファンフィルタユニットを風雪の自然事象等から防護するために、設置したものでありますというのがまず大前提でございます。
0:13:51	江藤小野瀬仕事によって配管が空調上屋に設置されることになりまして、常設重大事故等緩和設備としての配管が空調小屋の内部に設置されることとなっております。
0:14:05	で、
0:14:08	内部にある重大事故と緩和設備の間接支持構造物として扱われるのが適切かというふうに考えております。
0:14:17	つきましては地震の観点からいくと、当該設備はSAの間接支持構造物として整理されるのが適切かというふうに理解しております。
0:14:29	で、これはですね女川の翁長さんの空調設備が保管されているのは、緊急時対策所区、緊急時対策所建屋になるんですけども、利根川さんの緊急対策建屋、
0:14:41	に関しましても、SA間接支持構造物というふうに整理されておりますので、ここと同様の整理であるというふうに認識しております。
0:14:51	ただし、お話をさせていただいた通り
0:14:55	風説の自然事象の部分に関しましては、各条文確認しましたところ、整合性とれてない状態っていうのも、確認しておりました。おりますので、
0:15:05	この後段の表に示しているんですけども、6条自然事象等のところだったりとか63竜巻のところに関しましては、今後内容を整理し、反映していくと。
0:15:17	いう方向で進めていきたいと考えております。
0:15:21	私からの回答は以上です。
0:15:33	はい。続いて進めさせていただきたいというふうに思います。
0:15:37	次いいですけども、61条の方に移さ移らさせていただきたいというふうに思います。
0:15:45	ヒアリング込み等回答リスト資料6-8をお願いいたします。
0:15:59	この中にございます。No.6.でございます。全交流電源が喪失した場合の緊急時対策所の設備が、代替電源設備から給電可能な設計としていることについて、
0:16:11	全県の先行の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:13	実績、整理結果を踏まえて記載を検討することということでコメントを ちょうだいしてございました。
0:16:20	それでは本件につきまして、資料をご用意させていただいてございま す。資料 8-5 をお願いいたします。
0:16:39	資料 8-5、3 枚ほどございますけれども、2 枚目 3 枚目にですね先行プ ラントさんと、
0:16:48	当社泊 3 号炉の
0:16:51	記載の状況を比較した表をつけさせていただいてございます。
0:16:58	それで今回のいただいたご指摘の箇所が 3 枚目になりますけれども、
0:17:07	61 条緊急時対策所の電源設備に関する提供方針を記載したもの、各社さ ん、仙石蔵田さんと泊 3 号炉の
0:17:19	記載を比較したものでございますけれども、各社、各社さん、
0:17:25	被告につきましては、
0:17:27	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所の発電機を記載している状 況でございまして翁長さんはちょっと、
0:17:37	違いまして常設代替電源のガスタービンと電源車というふうに多様性の お話を記載させている箇所でございますけれども、
0:17:46	それに対して泊 3 号炉につきましては、
0:17:50	緊急時対策所の発電機の多重性の確保等、
0:17:55	常設電源である代替非常発電機の記載について記載していると。
0:18:01	いう状況でございました。
0:18:03	これ通信連絡設備に給電する。
0:18:06	設備として当社、記載していたものでございますけれども、
0:18:11	通信連絡設備に対する
0:18:14	電源の方針については、各社 62 条の方にも、整理をしてございまし て、当社も当社につきましても、
0:18:23	整理をさしていただいていると。
0:18:25	殊という状況をかんがみまして、
0:18:29	この件につきましては
0:18:32	61 条ではなく 62 条の方で記載されるのが適切、適切かというふうに考 えてございますので、
0:18:40	当該の記載の方につきましては削除する方向で修正をさせていただき たいと考えてございます。
0:18:48	冒頭高橋の方から

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	いただきましたけれども、今回のまとめし提出させていただきました。まとめ資料の方につきまして本件について、反映できてございません大変申し訳ございません。修正の上、
0:19:04	提出をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:19:09	それと本件に関連いたしまして、
0:19:15	コメント回答リストの方に戻っていただきたいのですが、
0:19:23	2 ページ目のナンバー9、に記載している事項でございます。
0:19:30	代替非常発電機の離隔に関する記載について、要否を検討し説明することということで、コメントちょうだいしてございました。
0:19:42	こちらにつきましては今ご説明させていただきました内容を元に、現在まとめ資料の方には記載している状況でございますけれども、こちらにつきましても、
0:19:54	記載を削除するという方向で修正をさせていただきたいと。
0:19:58	いうふうに考えてございます。
0:20:09	続きまして、
0:20:11	同じ 61 条のコメント回答リストの 4 枚目お願いいたします。
0:20:25	No.17 になります。
0:20:29	PR 施設に伝送するパラメータについて、
0:20:34	李の方では一部パート将来デンソウ予定というふうに表記をさせていただいている箇所について、
0:20:41	先行実績等を踏まえて、0 にする必要があるのか検討することということで、コメントをちょうだいしてございました。
0:20:49	本件につきましては、
0:20:51	これ将来現送予定のパラメータについてはこの後防災側の方と調整が必要であると。
0:20:59	いう事項でございます、この状況
0:21:04	先行のPWRのプラントにおきましても、設置許可、
0:21:10	当初の設置許可の段階ではバーになっていたという状況が、
0:21:14	確認できてございます。
0:21:19	今回提出させていただいている比較表のまとめ資料のイの欄、につきましては0というふうになってございまして電送していると。
0:21:28	いう表記になってございましたけれども、こちらにつきましては、
0:21:32	大井さん
0:21:35	企画に掲載しています。大井さん 4 号炉の資料が
0:21:39	新しく緊急時対策所立て直した時の資料を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:45	掲載してございまして、その段階では
0:21:49	すでに伝送が開始されていたということで0になっているという状況でございまして。
0:21:55	これ除去にかんがみまして、
0:21:58	泊の3号炉につきましても、今後、
0:22:02	調整をさせていただいた上で伝送開始する予定となっておりますので、現状、あの場はあのままというふうにさせていただきたいというふうに考えてございまして。
0:22:22	コメント回答の方につきましては以上でございまして。
0:22:26	それと引き続きまして、少しパワーポイントの方についてご説明をさせていただきたいというふうに思い、思います。
0:22:37	資料8-1をお願いいたします。
0:23:02	まず、
0:23:04	右下のページで、10ページ目をお願いいたします。
0:23:23	10ページ目ですけれども緊急時対策所の周辺図ということで、構造と、緊急時対策所の構造構成について、図示した。
0:23:33	ものでございましてけれども、こちら
0:23:38	前回の資料では上からの平面図のみとなっておりますけれども、断面図を追加させていただくという修正を、
0:23:47	いたしておりますのと、あと、緊急時対策所用の発電機が、真ん中に設置してございましてけれども、
0:23:56	どちらが式場用で、どちらが待機常用かということがわかるように、図示をさせていただく修正をさせていただきます。
0:24:11	それと続きまして右さページ18ページ目をお願いいたします。
0:24:26	こちらのページにつきまして61条の電源へ設備に対する適合方針ということで、記載したページでございましてけれども、先ほどご説明させていただきました代替電源設備の、
0:24:40	記載に関してこちらの方にも残っている状況でございまして、こちらにつきましましては、収集修正をさせていただきたいというふうに考えてございまして。
0:24:55	それと次のページ19ページ目、右下ページ19ページ目をお願いいたします。
0:25:12	こちらの電源の構成図を示した図でございましてけれども、
0:25:18	前回の図面ではどんな設備、
0:25:21	範囲が指揮所を待機所かというのがわかりづらい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:26	図でございますので、少し改良いたしまして、中央部にあります赤点線で、
0:25:35	囲ってあります範囲、これが緊急時対策所の指揮所待機所も含めた範囲、
0:25:42	さらに、その内側に黒点線で囲って右側と左側でございますけれども、右側に緊急時対策所の指揮所、
0:25:52	左側の点線が待機所というふうに、わかるように修正をさせていただきました。
0:25:59	それと、
0:26:00	緊急時対策所の両脇に
0:26:05	それぞれ式場用の空調がやっと待機所用の空調がやという範囲がわかるように、
0:26:11	点線が組みをさせていただいてございます。
0:26:15	それと一番右側黄色の点線で囲っている部分につきましては、これは3号炉の非常用母線から給電されるラインと設備ということで、
0:26:27	囲いをさせていただきまして、範囲がわかるようにということで、修正をさせていただいてございます。
0:26:36	また
0:26:37	指揮所と待機所の図面の中に出てきます矢印、白抜きの矢印で表記した部分が一部ございます。
0:26:47	こちらにつきましては
0:26:50	緊急時対策所を、に設置する通信連絡設備ですとか、その他の
0:26:57	につきましては
0:27:00	の差し替えによって電源負荷の供給も頭の切り換えができると。
0:27:05	というようなことを、図示してお示しさせていただいてございます。
0:27:39	続きまして右下ページで、27ページ目をお願いいたします。
0:27:58	こちらのページにつきましては緊急時対策所の被ばく評価について記載したページでございますけれども、
0:28:07	緊急時対策所の指揮所と待機所の評価結果を併記するように、修正を加えさせていただいた他全体的に被ばく評価につきましては、ほかに数ページ、
0:28:20	さらにあつたんですけれども、
0:28:23	少し全体的にボリュームが多かったということも踏まえまして、記載事項を簡略化するという修正をさせていただいてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:32	またこちらの被ばく評価につきましては今回の資料で、すいませんちょっと反映できてございませんけれども、先日の
0:28:41	中央制御室の条文の方で
0:28:43	ちょうどしましたコメントを、の反映を考えてございまして被ばくの経路を示した図の方を追加する修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:29:05	ご説明は以上でございます。
0:29:09	はい、規制庁の植田でそれでは質疑に移りたいと思います。
0:29:13	私から1点だけなんですけれども、
0:29:17	先ほど説明の後、資料8の
0:29:21	4
0:29:22	なんですけれども、
0:29:24	上屋の
0:29:26	基準適合上の位置付けを整理して説明した資料で、ちょっと1点確認したいんですけど。
0:29:34	これは、女川の、
0:29:37	女川もファンフィルター等については緊急時対策建屋内に設置しており、っていうのと同じ整理になっていますっていうことなんですけど。
0:29:47	ちょっとよくわかんなかったのが、比較表の34の12ページお願いします。34条の方ですね。
0:29:57	ここの、
0:29:59	一番下のところで緊急事態3女川緊急時対策所、緊急対策緊急対策室及びSP。
0:30:10	Ds室から構成される緊急時対策建屋に設置する設計とするってなっていて、
0:30:16	泊は緊急時対策所、緊急時対策所指揮所及び待機所から構成するってなっていて、これは
0:30:26	なんか、
0:30:29	を、上屋っていうのはこれでいうこの緊急時対策じゃ丸々する設計とするのはどこに含まれるのかなっていうのが、あんまりよくわからなかったんですけれども。
0:30:44	北海道電力薄井です。衛藤。
0:30:47	おっしゃられてる趣旨としてはこの34-12ページの緊急時対策所は指揮所及び待機所から構成する設計とするのところに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:00	上が入るのかどうかという、いうそういう質問の趣旨でよろしかったですね等というかその女川と同じ整理ですっていうと、女川はここで、
0:31:11	緊急時対策所は〇〇する設計とするのはその他、
0:31:15	緊急時対策建屋に設置するから、
0:31:20	緊急時対策建屋っていうのもその
0:31:24	構成している一部なのかなって思ったんですけどそういう同じ整理、
0:31:29	にちゃんとなってるのかなっていうのがいまいちよくわかんなかった。
0:31:33	ということです。
0:31:37	緊急時対策所、
0:31:42	機能の一つである空調設備が、
0:31:47	当緊急時、女川さんの
0:31:51	緊急時対策所は、緊急時対策建屋の一つの部屋というふうな形で認識しております。
0:32:00	その部屋の外に、
0:32:03	空調設備が設置されてるという認識です。なので、空調設備は、緊急時対策建屋、
0:32:10	によって防護されてるというふうな認識です。
0:32:13	弊社に関しましては、当緊急時対策所の機能の一つである。
0:32:20	空調設備は、指揮所待機所の、
0:32:26	ちょっと離れたところに設置されて上屋に設置されてるんですけども、
0:32:30	それは、不破猪瀬
0:32:34	江藤ふなので上屋は、
0:32:41	緊急時、女川さんでいう緊急時対策建屋と同じ扱いといった認識だったのですが、今おっしゃられてるのは、
0:32:51	緊急時対策、
0:32:54	いえ、北海道電力の高橋です緊急時対策所としては弊社も女川さんも、緊急時対策所ということではなくて、区長としては、
0:33:06	別にあると。で、うちの場合は、上屋で、翁長さんの場合は建屋の一つに入ってるというところで34条のところでは出てこない。
0:33:18	空調設備関係は、61条側で出てくる。
0:33:22	そちらで、緊急時対策所建屋に、はい、設置されてます。うちは上屋に設置されてますと、そういった整理になる。
0:33:33	規制庁植田です。ありがとうございました。
0:33:40	江藤宮本ですけど、この34-12のところって次。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	おそらくこれ書き足りてないですよ。
0:33:46	これあの大飯と女川と泊を比べたときに何がかったのか来て足りてないかっていうと、
0:33:54	緊急事態。
0:33:56	対処対策所建屋っていうのが、
0:33:59	大飯と女川にはありますよと。当然、泊はないので、それを書けませんよ。
0:34:05	その代わりに書いてないから、
0:34:08	足りないと。
0:34:10	要はそれぞれの独立建屋なのか、何メータ一盤に設置するのか。
0:34:16	どこに設置するかが書かれてないんですよ。
0:34:21	言ったことわかります。
0:34:22	構成よく見てもらえばいいんだけど、
0:34:25	緊急時対策所は、例えば女川だと、対策設備が構成され、
0:34:31	緊急建屋に設置すると。
0:34:34	だから、泊はっていうと緊急指揮者及び構成する設計とするしかか書いてなくて、どこに設置するか書かれてないんですよ。
0:34:44	そこはまず整理が、ここはされてないですねと。
0:34:48	よく大井と翁長を見てくださいと、その上で、じゃあ、泊のように泊のように二つに分けて、別の場所に設置するプラントって他にないんですかっていうのを、
0:35:00	探したんですかってことなんですよ。
0:35:03	この大井と女川と違うので、もうそれで終わってしまってたら、これ比較してる意味がなくて、
0:35:10	景気はどう書いてたんですかと。
0:35:13	もっと言えば、仙台とか、
0:35:16	伊方とか、
0:35:18	はどう書いてたんですかって調べられましたかって。
0:35:24	調べてます。
0:35:30	北海道電力能登伊達でございます。緊急時対策所を分割している件につきましては
0:35:37	調べさしていただいております、
0:35:42	分割しているというふうに認識してございますのは柏崎と伊方プラントをその件につきまして

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:52	30条のですね、冒頭にあります取りまとめた資料の方に少し記載をさせていただきますけれども、
0:36:02	取りまとめた資料の3ページ目でございます。
0:36:13	①番の、緊急時対策所の構成の相違ということで、
0:36:19	一番右の欄に記載させていただきますけれども、ここに少し追記をさせていただいたという状況でございます。
0:36:29	それぞれは私も認識していて、
0:36:32	そこ、そのその二つのプラントをここはどういう書き方をしたんですかって私聞ってるわけですよ。それを確認した上でこの記載でいいとされたのかどうかちょっとわからないので、
0:36:42	そこを調べられましたかっていうことを聞いてるんです。
0:36:56	北海道電力の戸田でございます。調査の方をさせていただいて
0:37:01	いるんですけれども少しちょっと記載が不十分かなというふうに思いますので、この件については、
0:37:08	検討させて、修正させていただきたいというふうに思います。秒ですけどこれ何回も言ってますけど、
0:37:14	そこまでを立ち返って、諸申請書を確認しなかったらやってる意味がないんですよ。
0:37:21	言い方と会計と、構成上は、よく似てますねってなった時点で、その申請書がどう書かれていて、どういう整理をされているのかっていう各自治体でこの記載を、
0:37:33	検討していただかないとこれダンプ言ってますからね。
0:37:38	これ前回も多分同じこと言ったような気がするんだけど、
0:37:41	これ本当再三言っても変わらないんだってこうやっているじゃないですかねこれ。
0:37:46	そこをやっぱりよく事業者内でよく、ここ毎回何十人も出られてるんで、そのチェックをしっかりとした上で、いや、ヒアリング臨んでいただかないと。
0:37:58	ヒアリングまず前提条件がそろってない状況でヒアリングやってこれまいて細かく同じ指摘をせざるをえないので、そこはもう
0:38:06	支社内でよく持ち帰って確認してください。お願いします。
0:38:16	はい北海道電力の高須です。今ご指摘いただいたところを再度確認をして社内含めて周知したいと思います。
0:38:28	規制庁江田ですそれで他に質疑ある方いらっしゃいますか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:34	院長のです。先ほど植田が聞いた8-4で行ったところでちょっとわからなかったんですけども、
0:38:41	区長はやって、常設重大事故緩和設備ってんだ何があるのかっていうのを教えていただいていいですか。ここって、あれなんす可搬型の、
0:38:50	これ。
0:38:52	北海道電力、薄井です。常設重大事故緩和設備になりますのは、ファンとフィルタに立ってそれに繋がります配管が、
0:39:01	設置されておりまして、それが常設重大事故緩和設備になると認識しております。
0:39:10	規制庁のです。
0:39:12	それってあれ何でしたっけ
0:39:14	何か設備の中の常設。
0:39:17	普通、重大事故設備か何かのやつに出てくるんでしたっけ。
0:39:30	北海道電力等でございます。資料確認いたしますので、少々お待ちください。
0:39:43	ごめんなさいなんか34条側の方だったらなんか18ぐらいから
0:39:49	設備のラインナップが出てきて、
0:39:52	いて、
0:39:54	すいませんどれに該当するのかなっていうのがわかんなくて、
0:40:00	なかー。
0:40:01	何か送風機とかが、
0:40:04	該当してたからそれが常設重大事故の緩和設備なのかなと思ってたんですけど、泊はなんかどう見ればよかったのかというのがわからなかったんで教えていただけたらと思います。
0:40:41	北海道電力の安藤でございますちょっとお時間いただきまして後程ご回答させていただきたいと思います。
0:40:48	そうですよろしくお願ひします何か
0:40:52	他のプラントでも、
0:40:54	何かそういう配管系が該当していて、他の建屋に置いていて何かそういった整理されてるものがあるのかも、
0:41:02	わかれば教えていただけたらと思います中子パッと見たときに、
0:41:08	何が該当するのかというとはちょっとでき申請順序理解できなかったんで、
0:41:13	すみませんよろしくお願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:23	あとちょっとパワーポイントの方で入った方がいいかなと思うんで、ちょっとパワーポイント17ページのところ、
0:41:28	これさっきの話と同じなんですけど、
0:41:30	中央政府に対して独立性を有する設計との調整は代替地のどこに設置するかって書かないと、ここで言うところなメーター版っていうのか、言い方がよくわかりませんが私、ちょっと忘れちゃったメーターパーセク忘れたけど、
0:41:43	39メーター盤に独立した建屋としてそれぞれ設けるならそういうふうな記載をしていただかないとこれだけだとちょっと意図がよくわからないので、その辺の記載は事業者の方で検討してください。いいですかね。
0:41:59	北海道電力の安藤でございます。はい、承知いたしました。
0:42:02	あと18ページについて先ほどちょっと言われた話っていうのは、結局このは、1、一つ目、矢羽根の一つ目の点のやつが全部なくなるってそういう認識でいいですか。北海道電力の安藤でございます。その通りでございます。
0:42:15	その上で、ちょっとSAの方に入っちゃうんだけど二つ目、下から二つ目の矢羽根のところでこれ確認したいんですけど、
0:42:23	残んと。
0:42:26	燃料補給せずに運転できる設計とすると。
0:42:31	これ、燃料補給せずに運転できるんですけど。
0:43:04	はい。
0:43:07	北海道電力の安藤でございます。今ちょっとご説明あったかもしれませんが、プルム通過時においては燃料補給せずに運転することができるというふうに解釈してございます。わかりました。それで、この
0:43:21	発電機っていうのは、1回満タンにすると何時間運転できるんですけど。
0:43:29	北海道電力の伊達でございます。また運転して式場側になりますと、連続で19時間ほど運転が可能ということでございます。
0:43:42	待機所は少し時間が延びまして少々お待ちください。
0:44:04	北海道電力の通りでございます。待機所の方につきましては24時間の連続運転が可能ということでございます。
0:44:23	規制庁大塚です続いて私から確認させていただきます。まず34条のコメントリストの方ですね、資料5-3です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:34	コメントリストのナンバー5番のところで、
0:44:38	今回の回答概要のところの3行目のまた以降の記載で、
0:44:43	緊急時対策所指揮所、緊急時対策所、待機庄野。
0:44:48	連絡については取りまとめた資料に説明を記載したってあるんですけど、ちょっと該当箇所がわからなかったので教えてください。
0:45:00	北海道電力の伊達でございます。
0:45:04	今ご質問いただきました件につきましては、34条の取りまとめた資料の4ページ目をお願いいたします。
0:45:20	このページでございます一番上の項目、⑧番でございますけれども、指揮所待機所間、連絡手段ということで書いてございまして、
0:45:31	一番右の欄に黄色マーカーさせていただいておりますけれども、
0:45:37	指揮所を待機所の連絡手段として、テレビ会議システムを配備してるのは、弊社の三戸で、インターポーンがもう一つあるんですけども、そちらにつきましては、
0:45:48	高浜さん、関西電力の高浜さんと大井さん、これ昔の緊対所でございますけども、
0:45:55	そちらで使用しているという実績がございましたということで、書かせていただいたものでございます。
0:46:07	規制庁大塚です。センコーとの、
0:46:10	比較結果を書いたっていう
0:46:12	趣旨の記載だったということで理解しました。
0:46:18	で、ちょっと同じナンバー5番のところで、
0:46:21	結局泊オリジナルの設計っていうのは、コメント内容のところに括弧書きで書いてある。
0:46:29	緊急時対策所の構成の相違。
0:46:33	等指揮所待機所間の連絡ということなんですけど。
0:46:38	二つ目の指揮所待機所間の連絡については、
0:46:43	まとめオリジナルってことが、取りまとめ資料の方には記載があったんですけど、
0:46:48	一つ目の緊急時対策所の構成の相違については、
0:46:52	ちょっと記載が、泊オリジナルってことがわかるような記載が見当たらなかったんですけど、該当箇所があれば教えてください。
0:47:15	北海道電力の戸田でございます。緊急時対策所の分割している件につきましては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:24	取りまとめた資料の3ページ目の①番の方に記載させていただいてございますけれども申し訳ございませんオリジナルということではなくてですね柏崎さんという方さんも分割をされていたと。
0:47:37	いうことを、ですので
0:47:40	こちらについては記載を、そのような記載を追記させていただいたということでございます。
0:47:47	規制庁大塚で生じました。ちょっと、
0:47:49	34条については、
0:47:52	泊オリジナルの設計は、
0:47:55	指揮所待機所間の連絡のみということでしょうか。
0:48:03	北海道電力の戸田でございますそのように認識してございます。
0:48:07	規制庁大塚です。承知しました。
0:48:10	あと、すみません、パワーポイントの方ですね、資料8-1の方で、
0:48:17	まず1ページの方で、
0:48:19	ちょっと軽微な、
0:48:21	コメントにはなるんですけど、
0:48:23	まず最初の、
0:48:26	三行のところの、
0:48:28	3行目のところで、
0:48:32	3から4ページ、添8ページって書いてあるんですけど、
0:48:36	その下の方のまた以降の、
0:48:38	昨日の
0:48:40	機能から始まる記載のところの3行目は、
0:48:44	ページ及びでつないでいるので、
0:48:47	及び、
0:48:48	に合わせていただけますか。
0:48:54	同電力の安藤でございます。承知しました。
0:48:58	規制庁大塚です。続きましてパワーポイントの15ページの方。
0:49:02	お願いします。
0:49:08	15ページの左側の表。
0:49:10	図なんですけど、
0:49:12	先日、
0:49:16	35条の通信連絡設備のヒアリングで、
0:49:19	ちょっと表記に不足があるという旨のコメントをさせていただいて、
0:49:24	内容としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:26	中央制御室から発電所外への、
0:49:29	データの流が図示されていないところと、
0:49:34	左側の真ん中辺の現場各国外のところの中に、
0:49:40	運転指令設備が入っていないところ。
0:49:45	コメントさせていただいたので、こちらの条文についても同じように修正の方をお願いします。
0:49:53	北海道電力等でございます。通信連絡設備と同様に、ここの方、件に関しては、修正いたします。
0:50:03	規制庁大塚です。コメントリストとパワポについて私からは以上です。
0:50:08	他にありますでしょうか。
0:50:17	この規制庁の流れですパ資料 8-1 のパワーポイント等についてなんですけど、
0:50:24	パワーポイントの右下の 20 通しページの 27 ページのところなんですけど、
0:50:31	緊対所の居住性に係る被ばく評価について書かれてて、
0:50:37	この文章
0:50:39	パワーポイントの矢羽根の一つ目の 2 行目なんですけどね。
0:50:44	審査ガイドに基づき評価し、下の後になおなおって書かれてて、
0:50:49	最後にこう評価したって書かれてるんですけど、
0:50:52	直ってこういう使い方、数あんまりしないと思うんですよ。
0:50:58	むしろここはガイドにし、基づいて、具体的には、
0:51:02	想定するな云々っていう、そういう書きぶりの方が普通じゃないかと思うんですけど。
0:51:09	ちょっと
0:51:10	なお、なおって何て言うんすかね。あんまりこう、
0:51:16	ずっと本質的なところろくに触れた後に、参考までとか、追加でっていうふうなイメージで使うのが普通だと思うので、ちょっと
0:51:26	直じゃなくて、1 例としては具体的にはとかと、そういう文章の方が適切だと思うんですけども。
0:51:39	北海道電力の安井でございます。今、ご指摘いただいた点はその通りと思いますので、
0:51:47	承知いたしました修正させていただきたいと思います。
0:51:50	院長の長江です。それと
0:51:53	パワーポイントの右下の隅の 20 ページのところについてなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:59	ここに
0:52:01	下半分のところに表があって、
0:52:05	緊急時対策小のところの仕様のところにね、
0:52:09	緊急時対策所指揮小中ポツ、
0:52:12	緊急時対策所待機所の2建屋って書いてるんですよ。で、
0:52:18	この仲本の意味がちょっと
0:52:21	不明なんですけど、そのルール上その皆さんの社内のルール上、
0:52:25	その中ぽ通で、
0:52:27	普通にかくと2建屋と書いてるので、中ポツじゃなくて、及びと書くのが普通だと思うんですけど、この中ポツでこう、どういうルールでこう、
0:52:38	使われてるんでしょうかね気になったのは、
0:52:42	次に20ページのパワーポイントの表の監視計装計器のところに、
0:52:49	酸素濃度中ポツ、二酸化炭素濃度計、この中ポツはおそらく、
0:52:54	濃度計がその酸素濃度と二酸化炭素をはかる測るっていう意味でその中ポツがあって計器名なのかなとは思んですけど。
0:53:04	そういう観点で中ポツの使い方っていうのが、
0:53:09	何かルール化されたりきちんと使い分けられてるのかっていう観点の質問です。
0:53:19	北海道電力の芳野でございます。今ご指摘いただきましたまず緊急時対策上、
0:53:27	中ポツ緊急対策所指揮所中ポツ、緊急時対策所待避所と記載されている箇所でございますけれども、こちらは及びという
0:53:38	どう、同様の意味合いで他の中ポツで表現をちょっとさせていただいたんですけども、中ポツで記載するというのは弊社内でもちょっと及びの場合はですね、及びで記載するというのが、
0:53:51	適切な表現であったと、いうふうに思いますので、こちらの赤ポツの方につきましては及びに訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。
0:54:02	その下の方はいかがですか。
0:54:07	北海道電力の伊達でございます。下の方に記載いたしております。酸素濃度をポツ、二酸化炭素濃度計につきましては、これが一つの計器名称ということになってございますので、これが正解ということでございます。
0:54:22	以上な流れです。わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	一応例として、今、目についたので、その中ポツの使い方言ったんですけど、これは資料前全体について、指摘っていうふうにとらえていただいて、
0:54:36	きちんと資料全体見直して、不明確なところはすべて、すべて確認していただくようお願いします。
0:54:44	北海道電力の安藤でございます。承知しましたもう一度、
0:54:49	すべて見直しまして、不明確なものがないようにさせていただきたいと思います。
0:54:58	尾野です。私の方から3点ぐらい確認させてください。
0:55:03	江藤34の、
0:55:05	今日の比較表の別添1-5なんですけど、
0:55:09	これ、
0:55:11	一番下のパラグラフのところで、空調上屋って書いてあって意識商用とか、待機所用とか書いてあって、あと空調やとか、裸で書いてあったりとかあと、下の
0:55:27	あれかな、何かどっかで緊急時対策所。
0:55:30	空調やとか何か書いてあったりするんですけどこれ正式名称って何なんですか。
0:55:49	北海道電力の多田でございます。すいません確認させていただきたいんですけども、上屋の正式名称は何かというご質問でしょうか。
0:55:58	名称といたしましては指揮所用空調ワイヤーと待機所用空調ということで、整理をさせていただいてございます。
0:56:08	規制庁の谷津わかりましたじゃえと、指揮所用区長雇う大気中よ一くちやうやぐらいやって海底で表すときに空中は使ってるってことですよね。
0:56:19	北海道電力能登伊達でございます。おっしゃる通りでございます。わかりました。何かあれですかね空調ワイヤは何かこう、
0:56:27	指揮所用のやつ特待机上用のやつを構成するみたいなやつって書いてあるんですが、緊対所とかって、両方構成しますみたいなねその時に、区長は八尾。
0:56:37	使い分けがありますみたいなので多分と統一しといた方がいいのかなと思ってます。お願いします。
0:56:46	回動電力の多田でございます。承知いたしました。
0:56:49	規制庁の尾野です。あともう1点確認なんですけどその部分で、
0:56:54	緊急時対策所指揮相には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:57	災害対策本部要員等を收容するって書いてあって、
0:57:02	緊急時対策所の待機所は、必要な要員って書いてあるんですけどこれってあれなんですけど金、災害対策本部要員以外の要員とかってことですか。どんな人が入るのかっていうのを教えていただけたらと思います。
0:57:19	北海道電力の伊達でございます。待機所の方に收容する要員につきましては主に現場で活動する、現場作業員ということ想定してございますちょっとその辺の記載が少し不適切。
0:57:36	いましたありがとうございます。あと、すいません大井。
0:57:40	天下
0:57:41	あとすいません、34の別添1のこの15ページなんですけれども、
0:57:48	電源設備のところ無停電運転保安灯緊対所についてますって書いてあるんですけども、後ろの139から141ページとか見ると指揮所しか、
0:58:01	図面とかが載ってないんですけどこれ単体会議所もついてるんですか。
0:58:06	無停電運転保安灯はですね、待機所の北海道電力の安藤でございます。待機所の方にはですね、ついてございませんで、指揮所のみになってございます。
0:58:35	そうですねはい北海道電力の安藤でございます。
0:58:39	そうですねこちらの方も明確にするべきだと思いますので、記載する方向で検討させていただきますすいませんでした。
0:58:48	はい。
0:58:49	江藤。
0:58:50	確認させていただきます。
0:58:53	庄野ですよろしく申し上げます。
0:59:02	とりあえず私からは以上です。ありがとうございます。
0:59:05	規制庁植田です他に何かありますか。
0:59:10	と。
0:59:11	今度20ページ。
0:59:15	ちょっと、ちょっとさっきの話なんですさっき今小。
0:59:18	緊急時対策所は緊急時対策所指揮所等緊急時対策所に建屋で構成するとこれでわかるんだけど、
0:59:26	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン2台とかかる書いてあるんだけど、これを建屋ごとに1台っていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:59:34	多分考え方だと思うので、これだと、2台っていう意味がわからないので、そこは使用なら使用で括弧でつけとかないとちょっとわかんないから、
0:59:43	その下も同じで、建屋ごとに1ユニットであれば明確に書いといた方がいいかなその下は、どういうふうになんて分けてるかわかんないんだけど空気浄化装置っていうのが、
0:59:54	354本あるんだけど、
0:59:57	どちらに何本どっち何本っていうのが多分分かれてると思うんで、それも書き分けておかないとよくちょっとわからないなと、あとちょっと監視装置で確認なんだけど、
1:00:09	この圧力計と、酸素濃度、二酸化炭素濃度計ってこれは、
1:00:15	指揮所待機所それぞれ1台ずつあるんですか。
1:00:21	北海道電力の伊達でございます。圧力計と、酸素濃度、二酸化炭素濃度計につきましては、指揮所待機所それぞれに1台ずつ保管してございますですよね。カウンターモニタリングポストが緊急で変えようってこれは多分1台1台とか一式ずつしかないんで、多分あれなのでこれきおんなじように書きちゃうと、
1:00:41	これちょっとよくわかんなくなるのでそこは書き分けた方がいいかなと思います。
1:00:46	いいですかね。
1:00:49	北海道電力の安藤です。承知いたしました
1:00:53	わかりやすくですね表現を見直したいと思います。
1:00:57	あとですねこれ19ページってさっきのちょっと小野の話で、私も気になったんで聞こうと思ったんだけど、
1:01:03	緊急時対策所指揮所と待機所が二つあって、
1:01:09	無停電保安灯が指揮者だけでいいっていうのは、何で地域者だけでよくて、
1:01:16	待機所にはなくて、
1:01:18	両方室内照明があるんだけど、この違いって何なんでしたっけ。
1:01:26	あります。
1:01:27	そもそも
1:01:28	停電不安と、
1:01:34	そもそも無停電ファン等が両方にありませんでしたけども11条のですね、要求でですね、指示を与える、運転に指示を与えるところにはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:48	作業用照明が必要だということで、我々として、指揮所としてそういう機能を持っているので、指揮所の方は、無停電運転保安灯、
1:01:58	をですね、設置をするということで整理をさせていただいたものがございます。
1:02:04	待機所側の方は、
1:02:08	仮設所アカン型照明ですね、対応するというふうな整理にさせていただきます。
1:02:23	うん。支所だけでいいのか。はい。すいません。はい。
1:02:32	待機所にもですね考えた照明は用意してございます。これ
1:02:36	大きなですねバッテリーつきの管が照明ですので、
1:02:40	照明等の役割はするものというふうに我々は認識してございます。
1:02:50	一応伊藤わかりましたはい。
1:02:58	ちょっと少し、
1:03:00	私の方で確認、
1:03:18	はい。61条でちょっと確認です。
1:03:26	藤。
1:03:29	これは、
1:03:31	今後、今後どうなるかちょっとわかんないんであれですけど、
1:03:35	ディーゼル発電機の油タンクありますよね。補助建屋の原子炉建屋の脇にあるやつでそこから寄与すると思うんだけど、
1:03:45	前回の会合で話になっていた間欠運転の問題とかがあって、その部分で、
1:03:52	その要は今言っていると、そこんい良い、今の旧ディーゼル発電機燃料、
1:04:01	ゆ輸送かな、一応輸送かな。
1:04:05	これが変更になる可能性って今あるんですけど。
1:04:10	北海道電力の高橋です。先日の審査会合で、
1:04:17	DGの燃料貯油槽の保有量が少しぎりぎりだっというお話をいただきまして、タンクを増設するというような話をしたと思いますんで、
1:04:30	それに関して今社内でどういうふうに使っていくかっていうのは調整してございますので、必要に応じて緊急時対策所側についてもですね、反映が必要であれば反映していきたいなというふうに思っているところがございます。
1:04:44	わかりました。その部分はまだちょっと今、判断できてないってそういうことですねはい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:55	はいこれちょっと先ほどの質問だべ 61-19 で遮へいの話があったと思っただけ、
1:05:03	建物が別々の場合は社員を一つの言葉でまとめるっていうのが本当かなというところがあって、
1:05:13	建屋それぞれに遮へいがつくんであれば、それぞれで各書き分けないと。
1:05:18	違うんじゃないかと要は後で誤解を与えんじゃないかなと思うので、その辺は先行実績よく確認して、記載を検討してください。いいですかね。
1:05:31	北海道電力の芳野でございます。
1:05:34	この考え方を、弊社のちょっと考え方をご説明させていただきますと、既設の設置許可申請書の方で沖積種
1:05:48	というのは、そこは理解していて、今さっき言ったのは、
1:05:52	KKなりを祈り、の先行と同じような運用してるところのプラントを、を参考にした場合に、本当にこれでいいのかを確認してくださいというそういうことです。
1:06:05	はい。北海道電力の芳野でございます承知いたしました。先行電力の状況も踏まえて、改めて検討させていただきます。
1:06:14	はいあとですねこれちょっと確認食べて 61-43 で、
1:06:18	電源設備の使用があるんだけど、
1:06:25	トモニだけ電圧が 200V って非常に低い。
1:06:29	だけど、これ 200V で足りるんですけど。
1:06:43	北海道電力能登伊達でございます。緊急時対策所の発電機から接続する具体的に
1:06:52	建屋の中にある分電盤でございますけどもその使用が 200 ボルトで 200V 以上の機器は弊社ございませんので、200V の電圧で十分ということでございます。
1:07:08	あれ空調機も 200 ボルトで動くんですけど。
1:07:15	北海道電力の戸田でございます 200V で同斜可能でございます。
1:07:21	わかりました。あとはっす。
1:07:28	あれですね常設のやつは、またこれから資料並行するっていう話ですよ。はい、わかりました。
1:07:38	あと、
1:07:40	今さっき高さんからあったように、担保の問題ってのはいろいろ多分これもうあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:46	61の添付資料20だとかだとこれ書いてないんだけど、
1:07:50	多分33条とか57で書く前提でこう書いてないんだけど、当然ここは必要になる可能性もあるので、記載の要否はよく確認してください。
1:08:03	北海道電力の高橋です。新たにタンク設置するとなると緊急時対策所をにも、非常に有効に使えるっていうことになると思いますんで、
1:08:13	そうなるとやっぱり、女川さんに合わせたような記載は必要かというふうに思っていますので、必要内で修正させていただきたいと思います。はい。お願いします。あと、今の話の判断というのはできるだけ早くしてくださいね。
1:08:29	またこれが一つ二つ切ってしまうと。
1:08:32	そこだ、ここだけが止まってしまうということになるので、事業者としての判断を早くお願いしますということで、
1:08:39	はい。とりあえず、
1:09:08	私の方は以上です。
1:09:13	規制庁大塚です。34条の比較表の方で、
1:09:17	確認なんですけど、資料5-2です。
1:09:21	まず34-15ページをお願いします。
1:09:30	女川の記載で、下から2行目のところで緊急時対策所等って書いてあって、
1:09:37	泊は藤が入ってなくて、
1:09:39	そういう理由で、女川緊急時対策所以外も加圧する。
1:09:44	ってあるんですけど、緊急時対策所以外でどこを、
1:09:47	するんです。
1:09:51	緊急時対策所以外の加圧する場所については、そういう理由に追加していただいてもよろしいでしょうか。
1:10:11	北海道電力の薄井です。これ加圧範囲が緊急時対策所、というのは、緊急時対策建屋の内の一室になるんですけども、
1:10:23	それ以外の場所も統括しますということに、女川さんではなっております。
1:10:30	参考になりますのが34の別添の
1:10:39	布施41ですねはい。になるんですけども、
1:10:42	ここうで2.4の配布に、
1:10:48	を確認していただけると、当該加圧する、もともと加圧する緊急時対策所以外にも関する場所がバウンダリとして示されているかなと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:59	規制庁大塚で生じました。では 34-15 ページにもわかるように書いてください。
1:11:09	承知しました。
1:11:13	規制庁大塚です。続きまして、34 の、
1:11:17	別添 1 の 137 ページお願いします。
1:11:25	ちょっと図が小さいのですみません、パワーポイントだと 26 ページになります。
1:11:36	まず、判例の、
1:11:38	資料があるんですけど、
1:11:41	資料がどこに置いておいてあるのか、ちょっと図で確認。
1:11:45	できなかったんでちょっと場所を教えてください。
1:11:54	北海道電力の伊達でございます。資料につきましては、別添 1 の 137 ページ、パワーポイントの方が見やすいですかね。26、パワーポイントの 26 ページの、
1:12:07	左側の式場の図でいきますと、
1:12:13	中央よりちょっと下の辺りに、指揮スペースということで机が並んでいる箇所があるかと思えますけれども、
1:12:24	そこを少し色を変えてですね薄い色で色塗りをさせていただいてる範囲これ機の部分に塗っているんですけども実際はこの
1:12:34	机の下にですね、資料を確認する、キャビネットのようなものを設置してございまして、そこに資料を入れているという状況でございます。
1:12:44	低気象の方につきましても、
1:12:46	机の一部に黄色塗りにしている箇所がございますけれども、同じように、机の下に収納スペースを設けておりまして、そこに収納していると、いう状況でございます。
1:12:59	規制庁大塚で生じました。では
1:13:02	他の判例の食糧とか、
1:13:04	交換の機材は、図の方にもあの言葉で書いてあるので、
1:13:09	資料についても図の方にわかるように記載していただいてもよろしいでしょうか。
1:13:15	北海道電力の伊達でございます。資料の方につきましても、わかるように、記載を修正させていただきたいというふうに思います。
1:13:25	規制庁大塚ですって、同じずーで、
1:13:28	凡例の方で、放射線管理用資機材ということで、ピンク色があるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:36	図を見ると、
1:13:38	図の記載だと、放管及びその他資機材保管スペースってなってるんですけど、
1:13:43	その他、
1:13:45	資機材っていうのは具体的に何があるんでしょうか。
1:13:55	北海道電力の伊達でございます。その他資機材としてここをに置くことにしてございますのは
1:14:03	例えば
1:14:05	ですとか
1:14:09	ヘッドライトとかの、照明設備なんかの設備を、ここに置くように設計してございます。
1:14:18	規制庁大塚で承知しました。
1:14:20	あと、
1:14:23	有毒ガス用の防護具っていうのはどこに、
1:14:26	置く予定なんでしょうか。ちょっと図のほうには記載がないんですが、
1:14:39	北海道電力の伊達でございます。
1:14:48	ピンク色の放射線管理用資機材と書いた範囲のところの一部に置くことを考えてございますしそれは図面の方にちょっと図示できてございませんので、記載の方ちょっと検討させていただきたいと。
1:15:02	あります。
1:15:04	規制庁大塚で生じました。防護具としてマスクとボンベで分かれたと思うので、
1:15:11	それぞれどこに置くのかわかるように記載をお願いします。
1:15:16	北海道電力の安藤でございます承知いたしました。
1:15:26	長大塚です。続きまして、34の別添1の183ページお願いします。
1:15:40	図のほうに、
1:15:42	体系エリアがあるんですけど、
1:15:46	待機エリアっていうの屋外ということでもよろしかったでしょうか。
1:15:54	入所でございます。待機エリアといいますのは、緊急時対策所式場と緊急時対策所待機所の両サイド側にあります緊急時、式場用上屋。
1:16:06	と、待機所待機所用上屋の中に、それぞれ1ヶ所ずつ設置しているというエリアになってございます。
1:16:18	建物の中、9、上屋の建物の中という形になってございます。
1:16:25	規制庁大塚です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:28	承知しました。ここを何か他の図見ると、何か壁が少し薄いように感じ たんですけど、
1:16:34	これ待機してる間はそれほど、
1:16:36	被ばくしないと考えるとよろしかったですか。
1:16:41	北海道電力の芳野でございます。こちらの空調上屋につきましては居住 性の評価の対象ではなく、SGの7日間間滞在する場所とはまた別で、
1:16:55	屋外作業をして、また、屋外作業が終わってですね緊急時対策所に戻っ てくる際に、緊急時対策所の入口にチェンジングエリア設けております けれども、そこを
1:17:07	通る作業者が大勢ですね、少し待ちが発生するという場合に、この空 調ワイヤーの方で一時的に待機してもらおうというようなエリアとして使 うことで自主的に設置しているものでございまして、
1:17:22	当然、そこに滞在している間、被ばく低減を目的として、ある程度遮へ い能力のある建物の中に設置した方がいいという判断で、
1:17:34	この上屋の一部にですね、待機エリアを設けているというものでござい ますけれども、この遮へい圧につきましては、
1:17:45	65、
1:17:49	650mmの厚さの遮へい厚ですので、
1:17:56	緊急時対策所の指揮所と待機所の壁厚につきましては、850 ですので、 スクールは 20 センチ、薄井。
1:18:06	壁という形になってございます。
1:18:14	成長を疲れ生じました。
1:18:16	屋外からきて、
1:18:19	指揮所等のチェンジングエリアに行く。
1:18:22	前に待機する場所ってことで、ちょっと屋外か屋内なのかよくわからな いところがあったので、ちょっとその辺わかるようにちょっと、
1:18:30	そういうところでもいいんですけど書いていただくのと、そこで待機し てる間はそれほど被ばくしないってことがわかるようなことも、
1:18:40	記載していただいてよろしいでしょうか。
1:18:44	北海道電力の芳野でございます。ページといたしましては
1:18:49	34 別添 1 の 183 ページという、比較表ですけどもでよろしい。
1:18:56	という認識でよろしいでしょうか。
1:18:59	規制庁大塚です。おっしゃる通りのページでお願いします。承知いたし ました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:19	はい。北海道電力の吉井でございます 182 ページから待機エリアに関する記載書いておりますので、そのページから次のページが適切なところに、
1:19:31	記載の充実化をさせていただきたいと思います。規制庁大塚ですよろしく申し上げます。私からは以上です。
1:19:39	他ありますか。
1:19:42	見本でちょっと確認する中、パワーポイントの方がわかりやすい Power Point と、1110 人、11 で、もう代表してみればいいと思うんですけど、
1:19:50	これ加圧。
1:19:52	加圧のバウンダリってどこまでのこと言ってチェンジングエリアは加圧のバウンダリ入るんですけど。
1:20:00	北海道電力薄井ですチェンジングエリアは、加圧のバウンダリに入りません。
1:20:06	であれば、これで 34 の別添 1 の 41 で、
1:20:13	女川と比べてもらえばわかると思うんですけど、
1:20:16	ちょっと書いてくれたほうがいいかなっていうのがあって、
1:20:19	おそらく言われてるのは、パワーポイントで言うとチェンジングエリアの手前のところ 1 テーマじゃないね
1:20:27	部屋側の扉が、バウンダリーになっててチェンジングエリアは離れの外ですよっていうそういうことを言われてると思うので、
1:20:34	それが多分、
1:20:37	この場をんなりの構成の図だけだとちょっとわからないので、そこはちょっと明確にしといた方がいいかなと思いますけど。
1:20:45	北海道電力薄井です。チェンジングエリアが加圧範囲外であることをわかるような図に変更したいと思います。ありがとうございます。
1:20:55	私の方は以上です。
1:21:00	議長他に質疑ありますか。
1:21:10	規制庁秋本ですちょっと細かい話になるんですけど、とりあえずあれなんですかね電源の話ってというのは、どうする、どうするっていうのは、方針は何となくわかったような気がするんですけど、資料が。
1:21:25	進んで修正されてないんですよ。
1:21:29	で、これ 2 回目何で上がってるっけ。
1:21:33	そう。
1:21:34	どうすんの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:21:35	ですから審査会合って、
1:22:00	規制庁アキモトでそれじゃあ、それはじゃあわかりました。
1:22:05	61条の比較表の、
1:22:11	61-42なんですけど、
1:22:16	これちょっと細かい話なんですけど、酸素濃度二酸化炭素濃度計の測定範囲が0から25。
1:22:24	五輪%んなってるじゃないですか。
1:22:28	これって、
1:22:30	後ろの方とか見ていくと25.0とかになってて、ちょっと表記がぶれているように見えるんですけど、大丈夫ですか。
1:22:41	北海道電力山崎でございます。確認の上適正な有効数字を記載していきたいと思えます。申し訳ありません。
1:22:59	規制庁アキモトです1、一応今き気づいたものはゆ
1:23:04	てはいるんですけどこちらで、
1:23:07	気づけないようなものももちろんあったりするんで、ちゃんとそっちは、そういうのは、北海道電力の方でちゃんと精査して、
1:23:16	矛盾がないように、C、
1:23:19	しないといけないと思うんで、ちゃんとチェックをするようにしてください。
1:23:23	以上です。
1:23:25	承知いたしました。
1:23:35	規制庁江田です。衛藤武智さん何かありますか。
1:23:43	他の資料で質問してもよろしいですか。
1:23:48	今日の資料ってことですか。
1:23:50	今日の資料ですね、そのあとですか。
1:23:53	はい、わかりました。特にありません。そうですか。はい。
1:23:58	きょうの資料で何か質問ありますか。
1:24:01	今日の資料なのか、資料6-6と資料8-2については、ちょっと質問があるんですけど。
1:24:09	そうですね。それは後ですか。はい。それ多分今日のやつなんで。はい。お願いします。今、特に
1:24:15	ありません今のところで、はい。
1:24:17	いや、今、それ多分今日の資料なので、質問していただいて大丈夫ですお願いします。
1:24:24	6-6の資料でよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:30	はい。江藤。
1:24:32	ページですね。
1:24:35	61の補足資料の190ページ。
1:24:43	うん。以前これ一、
1:24:47	2月の21日の中央制御室の被曝の時にもご質問した内容に関連するんですけど、
1:24:55	沈着率、沈着速度といいますか。
1:24:59	この話なんですね。そうですか。
1:25:02	4倍するという話に関連する話です。
1:25:07	この109、190ページの上の表で、4-1の、
1:25:12	今日、
1:25:13	なんですけれども、
1:25:14	ここの表は、大飯34号と同じように、
1:25:19	整理しましたと言うことは理解しました。それで、
1:25:25	備考欄というか、
1:25:28	そういう、そういう理由のところに書かれてるように、
1:25:32	ちっちゃい、
1:25:35	湿性沈着、
1:25:37	の話については、参考2の方に振られててですね。
1:25:42	具体的にはそちらの参考人の方の質問なんですけれども、これは泊さん特有で、大井とは別に、乾性沈着と湿性沈着を比較する表で、
1:25:54	追加で検討さしていただいと。
1:25:57	いう理解です。
1:25:59	具体的にはページ数で言いますと、194ページ。
1:26:04	4ページ後なんですけど、
1:26:07	そこに表がありまして、
1:26:09	この表は、記載の通り、乾性沈着っていうのが、①、
1:26:16	沈着率が01なんですけど、②として、全方位の
1:26:24	累積、
1:26:26	インド97%ということで、都丸には書かれてるんですけど、中央制御室の被曝の時は、全方位ではなくて、
1:26:36	同じ着目方位の
1:26:39	市政沈着率、
1:26:41	と比較されてるんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:44	何が言いたいかといいますと、この表の記載が中央制御室の表と参考2の表と、緊急時対策所の表が、
1:26:55	同じような表表現になってない、評価が同じではないと。
1:26:59	ということでどちらかに統一した方がいいと思うんですけど。
1:27:04	私としては湿性沈着の表に、緊急時対策所の、この表、194ページは直した方がいいのかなと思ってんですけど、北電さんはどのようにお考えですかね。
1:27:18	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:27:21	衛藤ご指摘の件ですなまず中央制御室の方でも同様の同様といいますか、同様の資料についてコメントいただいている件について今検討させていただいております、
1:27:35	まず資料の方で、ちょっと一部内容が違うんじゃないかということにつきましてはすみません確認させていただきましてどちらかに統一させるということをお願いしたいと。
1:27:45	考えてございます。
1:27:47	それから、4ばいいを説明するにあたってその姿勢と完成の費用せ、とるべきなんではないかというご指摘、あごコメントがあったと思うんですけども、
1:28:00	現状といたしましてはですねその完成が市政の2から3倍になるというところで、完成にさらに姿勢を達した場合はこれが2から3だけ3から4になるというところを踏まえて、
1:28:14	4倍という数字が出てきてそれに対して1.2ということで、
1:28:19	その保守的ですよというような、センコーさんもそういった資料になっている。
1:28:23	という認識でございますので、そちらについては姿勢だけにするのがいいのかその先行さんと同じで、足したものが4以下であるという、
1:28:33	論旨で問題ないのかということも含めてですね少し検討させていただいて、ご回答させていただきたいと。
1:28:40	考えます。以上です。
1:28:43	ありがとうございます。センコーの記載とですね、特に不整合がないということは理解しましたので、参考1といいますか109、
1:28:54	90ページの方の表は同じ記載でいいのかなと私も思います。
1:29:00	一方194ページの方は、これは4倍をするという話で、より保守的にということなんですけれども、衛藤。
1:29:12	に記載されている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:13	ヶ所ちょっと忘れましたが、線量目標値評価指針の話をもっと引用されて、2から3倍と、乾性沈着と湿性沈着を、
1:29:25	比べると、2から3倍に姿勢の方はなりませんということを引用されてるので、参考2の表の方は、中央制御室の方の表がそうなんですけど、
1:29:37	姿勢と完成を比較して、2.7倍だったかなっていう記載になってるので、それと合わせて、要は評価指針と合わせた参考2、
1:29:47	緊急対応緊急時対策上の表も、194ページは直すべきではないかというのを私の意見です。
1:29:57	はい。北海道電力の鍋田でございます。参考2の方につきましてはちょっと資料館異なっていた経緯等も少し確認させていただいた上で
1:30:07	同じ内容で問題ないのであればMCR中央セールス側と合わせるべきというご指摘その通りだとございます。思いますので、そのような対応をさせていただきたいと考えます。以上です。
1:30:18	よろしくお願いします。
1:30:20	もう1点あるんですけど、よろしいでしょうか。引き続き、
1:30:25	はい。大丈夫ですお願いします。
1:30:27	資料が変わりまして、資料8-2なんですけれども、
1:30:33	こちらの資料のページで言いますと、
1:30:39	34の別添1の69ページ。
1:30:45	当社なんでしょう。下の方に56ページって書いてあるんですけども、
1:30:52	表で、図の2.4-17なんですけど、
1:30:56	ご覧になれますか。
1:31:07	34別添1の69ページ。江藤。
1:31:14	右下のページで言う通し番号で56ページなんですけど、
1:31:23	該当電力の安東でございます。確認できております。はい。お願いいたします。そのページにですね、
1:31:31	図といいますか表読むのかなぜなのかよくわかんないんですけど、江藤状況フローフローと監視パラメータ及びその判断基準という表が、
1:31:42	表なんですけど、
1:31:43	図なんですけど、その図の赤枠が書いてあるのが、判断レベルということで、1から3の判断レベル、要は線量率、
1:31:54	判断をしますというのが書いてあるんですね。
1:31:57	1から3については、そその通りでいいのかなと思ったんですけど、一つちょっとわからないのが、図の下から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:08	2 番目ぐらいですかね。
1:32:11	空気供給装置、加圧Ⅱ停止というので、0.5 ミリシーベルトパーアワー以下というのが2ヶ所二重マルで、
1:32:20	出てきてますね。これも一つの判断だと思うんですけど、判断レベル4としない理由は何なんでしょう。123で終わってて、この4が、
1:32:30	この箇所は、
1:32:31	判断される。
1:32:33	ものだと思ったんですけど、赤枠で囲わない理由を教えてください。
1:32:53	すみません今ちょっと確認しております少々お待ちください。
1:33:10	北海道電力の芳野でございます。今ご指摘いただいた件につきまして、
1:33:16	ついてですけれども、今現在のこの図、2.4-17の方で、赤枠で記載している箇所と、
1:33:27	言いますのは、この図の中でですね、判断レベル1、判断レベル2判断レベル3ということで、
1:33:40	緊急時対策所ですね、ポンベ加圧をの準備をしたりですとか、ポンベ加圧をする判断を行う、
1:33:49	基準のところに赤枠を設置していると、記載をしているというものでございます。
1:33:55	今ご指摘いただいた場所につきましては、ポンベ加圧から、
1:34:02	空気供給槽、すみません、ファンの方にですねまた切り替える場合の判断のところになりますけれども、こちらにつきましてはこの表のですね表現上、
1:34:15	加圧の判断ではなくて、そこファンへまた戻す時の基準ということで、
1:34:24	そちらにつきましては、加圧判断を表しているものではないということで、赤枠で表示していないというものでございまして、こちらの表示の考え方につきましては、
1:34:35	先行電力さん大井さんですとかとも同じような記載の仕方としているものでございます。
1:34:45	はい。
1:34:47	わかりました。考え方はわかったんですけども、
1:34:53	解除する方向っていうか、
1:34:55	パーツしない場合なんで緩める方向なんで
1:35:00	判断基準ということで記載してないんだと思うんですが、0.5 ミリシーベルトパーアワーという数値がですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:08	どうしてこの数字になるのかという説明が特にないんですね。具体的に言いますと次のページの57ページには、今言われましたように、ボンベとか加圧のときの、
1:35:18	判断は評価上、線量率がこれぐらいになるからそれに対して、数値をこう決めてますという説明があるんですけど、解除をする、通常の
1:35:30	空気浄化装置に切り替える話の0.5ミリシーベルトパーアワーについては、
1:35:35	説明がなくて、一体この数字はどうやって決めてるんだろうと、私が思うのは、
1:35:43	希ガスが通過して、取り過ぎちゃうと、粒子状の物質は沈着先ほどの沈着速度4倍という、1.2センチメートルパーセクで沈着しますので、
1:35:55	グランドシャインの値が0.5ミリシーベルトパーアワーを下回ると。
1:36:00	いうことを検討されているのかなと思ったんですけど。
1:36:04	その辺の評価っていうのをされてるのか、それとも、単に0.5にすれば、100ミリを下回るから決めた数字なのか、その辺の、
1:36:14	バックグラウンドといいますか、説明がないんですね、その辺を教えてくださいいただきたいんですけど、決め方ですね、0.5の。
1:36:21	教えてください。
1:36:23	北海道電力の芳野でございます資料の方に記載はあるんですけど、確認しますので少々お待ちください。
1:37:11	北海道電力の吉尾でございます。まとめ資料本体の方の資料でご説明いたしますけれども資料5-1になります。
1:37:22	ページの方で、34条の別添1のA3の、20ページから21ページに掛けてのところをちょっとご覧いただきたいと思うんですけども、
1:37:36	こちらの方ですね、まず20ページの方の条文のところ、丸数字で、
1:37:47	すいません。失礼いたしました。
1:37:55	21ページですね、21ページの方の上の方をちょっと2行目のところから上から2行目のところを見ていただきたいと思うんですけども、 ブルーム通過
1:38:05	については考えたモニタリングポストの線量率の指示が上昇した後に、減少に転じさらに線量率が安定的な状態なった場合ということで、ここで考えたモニタリングポストの値が0.5ミリグレイパーアワーを下回り安定的な状態になった場合という記載がございます。
1:38:21	ここに米印の方をつけてございまして、
1:38:25	0.5ミリグレイパーアワーのご説明をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:30	で、下の方の米印見ていただきたいと思いますが、保守的に0.5 mmG y パワー
1:38:37	を0.5 ミリシーベルトパワーというふうに換算いたしまして、この環境下で7日間被ばくし続けたとしても、被ばく線量が100mS v に対し、
1:38:49	84mS v というので、100mS v に対して余裕があるということで、外の環境線量率がですね、
1:38:59	0.5 ミリグレイパワーまで下がってれば、
1:39:04	ポンベ加圧の方からですね、ファンの方へ切り換えても問題ないということのことでこの0.5 μG y パワーを設定してるというものでして、
1:39:15	こちらの考え方につきましては、女川さんも、
1:39:19	同様の考え方で設定している数値となっております。
1:39:25	はい。わかりました
1:39:27	要は100mS v を下回るような値として0.5 ミリシーベルトパーに設定すれば大丈夫なんでしょう古藤は理解してるんですけど、
1:39:38	私が気にしてるのは、本当に0.5 ミリシーベルトパワーを下回るかということなんです。
1:39:45	グランドシャインで、沈着速度を4倍にしていますから、沈着してる粒子状の、
1:39:54	物質が多くなるんですね、多くなった場合に、7日間、
1:40:01	本当に0.5 ミリシーベルトパーを下回るんですかということなんです。
1:40:06	逆に言うと、7日間での評価でいいんですかということになりかねないんで、
1:40:11	そこをちゃんとチェックされてますかということの、
1:40:15	ご確認なんですけど、評価されてるんでしょうかグランドシャインで0.5 を下回るという、
1:40:21	ところを見てるかどうかというご質問です。
1:40:28	北海道電力の鍋田でございます。こちらにつきましてはですね回答からいたしますと、そういった評価はしていません
1:40:38	こちら先行BWRさんでもそうだったと認識してございますけれども、
1:40:43	あくまで
1:40:45	線量率が非常に下がった時にその10時間ずっと加圧してその次の作業に行けないっていう無駄な時間があるとまずいので、しばらく判断できるように基準を設けなさいというような趣旨があって、0.5 というような数字で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:58	よっぽど放出が少なかったような場合には素早く次の段階に行けるようにということで、
1:41:04	0.5という低めの数字100ミリを超えないような数字ということで設定させていただいております、
1:41:11	仮に
1:41:12	0.5を上回ることもあると思うんですけれどもレーティング環境として0.5を上回っている場合においても、当社としては条件といたしまして、
1:41:22	その他に、下回ってなくても安定的な状態になった場合には加圧をやめるという基準を加えてございまして、
1:41:31	グランドシャインが高くて須藤線量が仮に高くてですね。
1:41:36	高くても
1:41:38	加圧の目的といたしましては希ガス等の取り込みを防ぐというところですので、その判断もできるようにということで定性的安定的になった場合には、加圧をやめるという基準も設けてございます。
1:41:50	以上です。
1:41:56	はい。
1:41:58	補泊3号の考え方先行プラントの女川の考え方はわかりました。
1:42:05	特にグランドシャインで0.5を資産があるという確認もしないということもわかりましたけど、
1:42:13	先ほど言いましたように評価期間の話から言うと、
1:42:17	7日間で、
1:42:19	評価切っていいのかなと、もっと長く滞在するような話になられたんじゃないかというのはちょっと私の心配事ですので、
1:42:27	ちょっと私の方でも、
1:42:29	もう少し考えてみますけれども、
1:42:32	考え方については理解しました。ありがとうございました以上です。
1:42:37	規制庁植田です他に何か質疑残ってるものありますか。
1:42:42	どう。
1:42:43	北海道電力から何かありますでしょうか。
1:42:46	北海道電力薄井の方から先ほどご質問ありました空調設備が過半数常設どうなのっていうのをちょっとお示しさせていただきたいなと思います。
1:42:57	資料でいきますと、61の添付資料43になります。
1:43:08	こちらのページの方にですね、流路。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:43:12	の記載がありまして、可搬型空気浄化装置、配管及びダンパのところに可搬であったりとか調節だったりとか、あと空気供給装置、配管、弁のところに可搬、常設と、
1:43:25	いうふうなことが文章として明記されております。また、
1:43:30	衛藤。
1:43:32	書類変わるんですけども、34の別添1の93ページ。
1:43:38	こちらには常設可搬が随時されたものが、
1:43:44	表記されてますので、
1:43:46	こちらの方が、視覚的にはとらえやすいのかなというふうに認識しております。
1:43:53	私からの回答は以上です。
1:43:56	規制庁上田です。どうぞ。
1:43:58	何かありますか。大丈夫ですか。じゃ、江藤他に何もなければ終わりにしたいと思いますけど。
1:44:15	本店、それから泊発電所を何かございますでしょうか。
1:44:22	北海道電力本店からは、特にございません。
1:44:28	それでも泊発電所からも特にございません。
1:44:32	はい、ありがとうございます。北海道電力からは特にございません。
1:44:36	はい。規制庁植田ですそれでは本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。